

栄村震災復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 栄村は、長野県北部地震からの復旧・復興を目的に栄村震災復興計画(以下「復興計画」という。)を策定するものとし、村民の意見・意向等を計画に反映させるため、栄村復興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、復興計画の策定に関し、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を村長へ報告を行うものとする。

- (1) 復興の基本理念や基本目標に関すること。
- (2) 復興計画に掲げる施策・事業に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、村長が委嘱する委員 15 名以内をもって組織し、必要に応じてアドバイザーやオブザーバーを置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から村長が復興計画を策定した日までとする。ただし、補欠により委嘱した委員も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、栄村震災復興本部で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年2月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、村長が栄村震災復興計画を策定した日限り、その効力を失う。